

資料 4

国家戦略特区 今後の進め方について

平成29年5月22日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、指定区域(10区域)に対する評価について

- ・ 国家戦略特区制度は、これまでの3年間で、医療・福祉・雇用・教育・農業・観光・都市再生などの幅広い分野において、79項目の規制改革を実現してきた。(規制担当官庁との折衝の結局、いきなり全国措置として実現した23項目も含む。)これは、安倍首相の強力なリーダーシップがあったからこそ実現したものである。
- ・ 10の特区における推進状況について、各区域会議や特区ワーキンググループと連携して評価を行った。全般には、合計233の具体的事業が認定され、多くの地域において改革の成果が実現していると評価できる。
- ・ 他方で、特区自治体ごとに、規制改革メニューの活用や事業進捗の状況には大きな差がある。この点は、これまでも繰り返し指摘してきたが、残念ながら解消せず、むしろ広がっている。
推進状況の不十分な自治体については、期限をきって、特区指定の解除を行うべき時期である。特に、沖縄県及び新潟市については、今後の特区事業の推進について計画を至急まとめて提出いただくことを求めたい。
- ・ また、規制改革メニューの中には、いまだ活用されていないものもある(自家用自動車による旅客輸送、遠隔服薬指導、漁業生産組合の特例など)。多くの地域でニーズは明らかにある中で一部自治体でしか活用されていない「特区民泊」も含め、早急な活用拡大をもとめたい。

2、 更なる岩盤規制改革の断行

- ・ 岩盤規制改革は道半ばであり、更なる推進が必要である。昨年、国家戦略特区の「第二ステージ」として、本年度末までの2年間で「集中改革強化期間」とし、重点6分野を中心に、残された岩盤規制に取り組むこととされた。

<重点6分野>

- ① 各分野における「外国人材」の受入れ促進
- ② 各種インフラの「コンセッション」推進等も含めた「インバウンド」の推進
- ③ 観光分野に留まらない、各分野での「シェアリングエコノミー」の推進
- ④ 医療・福祉・教育分野での「官民事業主体のイコールフッティング」徹底
- ⑤ 特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
- ⑥ 地方創生に寄与する「一次産業」や「観光」分野での改革の推進

- ・ これをさらに前進させ、以下の事項に取り組むことが重要である。

1) 規制の「サンドボックス」制度の早急な実現

近未来技術の実証をはじめ、イノベーションの加速的な推進のため、諸外国の「レギュラトリー・サンドボックス」を参考とした規制の「サンドボックス」制度の創設が急務である。現在国会審議中の法案に盛り込まれているとおり、早急な実現を図るべきである。

2) 完全自動走行や無人飛行などの加速的推進

自動走行や無人飛行の実証実験は、これまでも国家戦略特区を活用して進められているが、その中で、例えば、ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の扱い、信号情報の提供などの課題が顕在化している。規制の「サンドボックス」制度も活用しつつ、スピーディな課題解決を図るべきである。

3) 外国人材の受入れ拡大

国会審議中の法案に盛り込まれている「クールジャパン・インバウンド人材」や「農業人材」については、法案成立ののちは早急に受入れ体制の整備などを進める必要がある。また、フィンテック・金融分野でも、外国人材受入れに際しての課題が指摘されており、解決策の検討が必要である。

4) 保育所の採光規定の見直し

待機児童対策として、既存事務所から保育所への転用は有効な方策となりうる。現状では採光規定が障壁となっており、早急な見直しを進めるべきである。

5) 指定区域の見直しと追加

指定区域については、前記のとおり既指定区域の解除などを進めると同時に、かねてから指摘している「被災地」(特に、革新的な取組を行おうとする地域)を含め、意欲とアイデアのある自治体の4次指定も速やかに検討すべきである。